

公共ます設置業務仕様書 現行と訂正の比較表（平成 28 年 3 月改訂版）

凡例：~~~~~ = 削除、_____ = 改正及び訂正、赤字 = 訂正及び改正内容

頁	現 行	改 正	
総則 P-3	1-2 用語の定義 21. 書面とは、手書き、印刷物等の伝達物をいい、発行年月日を記載し、署名又は押印したものを有効とする。緊急を要する場合はファクシミリ及び電子媒体等により伝達することができるものとするが、後日有効な書面と差し換えるものとする。（資料文献 土木工事仕様書 1-1-1-2-21）	1-2 用語の定義 21. 書面とは、手書き、印刷物等の伝達物をいい、発行年月日を記載し、署名又は押印したものを有効とする。緊急を要する場合はファクシミリ及び電子メール等により伝達することができるものとするが、後日有効な書面と差し換えるものとする。（資料文献 土木工事仕様書 1-1-1-2-21）	訂正
総則 P-7	1-6 契約図書及び指示書に基づく処理方法 1. 受託者及び業務監督員は、設計図書及び指示書等に示された指示・承諾・協議・検査及び確認等については「業務履行協議簿」（様式 1-13-1 及び様式 1-13-2）で行わなければならない。なお、業務履行協議簿については、双方が署名又は捺印したものの原本を発注者が保管し、複製を受託者が保管するものとする。また、指示書の受領後は、速やかに承諾書（様式 1-6-1）を提出しなければならない。また、変更指示書（様式 1-5-2）についても同様に変更承諾書（様式 1-6-2）を提出することとする。（資料文献 土木工事仕様書 1-1-1-6）	1-6 契約図書及び指示書に基づく処理方法 1. 受託者及び業務監督員は、設計図書及び指示書等に示された指示・承諾・協議・検査及び確認等については「業務履行協議簿」（様式 1-13-1 及び様式 1-13-2）で行わなければならない。なお、業務履行協議簿については、双方が署名又は押印したものの原本を発注者が保管し、複製を受託者が保管するものとする。また、指示書の受領後は、速やかに承諾書（様式 1-6-1）を提出しなければならない。また、変更指示書（様式 1-5-2）についても同様に変更承諾書（様式 1-6-2）を提出することとする。（資料文献 土木工事仕様書 1-1-1-6）	訂正
総則 P-7		1-7 コリンズへの登録 請負人は、受注時又は変更時において、工事实績情報システム（コリンズ）に基づき、受注・変更・完成・訂正時に、工事实績情報を「登録のための確認のお願い」により工事監督員の確認（記名・押印）を受けた上、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日、年末年始の閉庁日（以下、閉庁日という。）を除き 10 日以内に、登録内容の変更（「工期」「技術者（現場代理人、主任技術者、監理技術者）」の変更）時は変更があった日から、閉庁日を除き 10 日以内に、完成時は工事完成後、閉庁日を除き 10 日以内に、訂正時は適宜登録機関に登録申請をしなければならない。 「登録のための確認のお願い」については、工事監督員が記名・	追加

		<p>押印した原本を請負人が保管し、複製を発注者が保管するものとする。</p> <p>また、登録が完了した際には、登録機関発行の「登録内容確認書」をダウンロードし、速やかに工事監督員に提出しなければならない。なお、変更時と完成時の間が 10 日間に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。(資料文献 土木工事仕様書 1-1-1-7)</p>	
<p>総則 P-9</p>	<p>1-11 使用人等の管理</p> <p>2. 受託者は、使用人等に適時、安全対策、環境対策、衛生管理、地域住民に対する応対などの指導及び教育を行うとともに、工事が適正に遂行されるよう管理及び監督しなければならない。(資料文献 管渠工事仕様書 1-1-11-2))</p>	<p>1-10 使用人等の管理</p> <p>2. 受託者は、使用人等の労働条件、安全衛生その他労働環境の改善に努めなければならない資料文献 土木工事仕様書 1-1-1-30-2)</p> <p>3. 受託者は、使用人等に適時、安全対策、環境対策、衛生管理、地域住民に対する応対などの指導及び教育を行うとともに、工事が適正に遂行されるよう管理及び監督しなければならない。(資料文献 土木工事仕様書 1-1-1-3))</p>	<p>追加</p> <p>番変</p> <p>変更</p>
<p>総則 P-9</p>	<p>1-12 工事の下請負</p> <p>② <u>受託者</u>は、札幌市が行う競争入札に関する参加を停止されていないこと、暴力団関係事業者等（暴力団員及び暴力団員が実質的に経営を支配する事業者その他暴力団又は暴力団と密接な関係を有する事業者という。以下同じ。）でないこと、又は暴力団関係事業者等であること等の理由により、札幌市が行う競争入札への参加を除外されていないこと</p> <p>③ <u>受託者</u>は、当該下請負工事の施工能力を有すること</p>	<p>1-11 工事の下請負</p> <p>② <u>下請負人</u>は、札幌市が行う競争入札に関する参加を停止されていないこと、暴力団関係事業者等（暴力団員及び暴力団員が実質的に経営を支配する事業者その他暴力団又は暴力団と密接な関係を有する事業者という。以下同じ。）でないこと、又は暴力団関係事業者等であること等の理由により、札幌市が行う競争入札への参加を除外されていないこと</p> <p>③ <u>下請負人</u>は、当該下請負工事の施工能力を有すること</p>	<p>訂正</p> <p>訂正</p>
<p>総則 P-9</p>	<p>2. <u>受託者及び元受託者</u>が工事費等を支払う場合は、できるだけ現金払いとし、手形払いをする場合は当該手形期間を短くするなど、<u>下受託者</u>などの利益を保護するよう努めるものとする。(資料文献 土木工事仕様書 1-1-1-12-2)</p>	<p>2. 受託者が工事費等を支払う場合は、できるだけ現金払いとし、手形払いをする場合は当該手形期間を短くするなど、<u>下請負人</u>などの利益を保護するよう努めるものとする。<u>なお、下請け契約を締結する際には、適切な請負代金による下請け契約の締結に努めなければならない。</u>(資料文献 土木工事仕様書 1-1-1-12-2)</p>	<p>削除</p> <p>訂正</p> <p>追加</p>

<p>総則 P-9</p>	<p>1-13 施工体制台帳及び施工体系図</p> <p>1. 受託者は、「施工体制台帳に係わる書類の提出に関する実施要領」（工事管理室ホームページ参照）に従って、各下受託者の施工の分担関係を表示した施工体系図を作成し、公共工事の適正化の促進に関する法律に従って、<u>工事現場の見やすい場所に掲げなければならない。</u>また、受託者は、<u>施工体系図を業務監督員に提出しなければならない。</u>（資料文献 土木工事仕様書 1-1-1-13-2）</p> <p>2. 受託者は、監理技術者、主任技術者（下受託者を含む）及び元受託者の専門技術者（専任している場合のみ）に、工事現場内において、<u>工事名、工期、顔写真、所属会社名及び社印の入った名札等を着用させなければならない。</u>（資料文献 土木工事仕様書 1-1-1-13-3）</p> <p>3. 受託者は、施工体制台帳及び施工体系図に変更が生じた場合は、その都度速やかに業務監督員に提出しなければならない。（資料文献 土木工事仕様書 1-1-1-13-4）</p> <p>4. <u>受託者は、建設工事の適正な施工を確保する観点から、第1項から第3項に準じて施工体制台帳を作成しなければならない。</u> <u>（本市への提出は不要であるが、業務監督員及び検査員から、掲示を求められることがある。）</u>（資料文献 土木工事仕様書 1-1-1-13-5）</p> <p>5. 受託者は、共同企業体により施工を行う工事においては、共同企業体協定書の写し。ならびに運営委員会の委員及び工事事務所の組織、人員配置等を記載した共同企業体編成表（様式 1-14）を作成し、業務監督員に提出しなければならない。（資料文献 土</p>	<p>1-13 施工体制台帳及び施工体系図</p> <p>1. 受託者は、業務を履行するために下請負契約を締結したときは、「施工体制台帳に係る書類の提出に関する実施要領」に従って記載した施工体制台帳を作成し、工事現場に備えるとともに、業務監督員に提出しなければならない。（資料文献 土木工事仕様書 1-1-1-13-1）</p> <p>2. 受託者は、第1項に示す「施工体制台帳に係わる書類の提出に関する実施要領」（工事管理室ホームページ参照）に従って、各下請負人の施工の分担関係を表示した施工体系図を作成し、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に従って、工事関係者が見やすい場所及び公衆の見やすい場所に掲げるとともに、その写しを業務監督員に提出しなければならない。（資料文献 土木工事仕様書 1-1-1-13-2）</p> <p>3. 受託者は、監理技術者、主任技術者（再委託者を含む）及び元受託者の専門技術者（専任している場合のみ）に、工事現場内において、業務名、工期、顔写真、所属会社名及び社印の入った名札等を着用させなければならない。（資料文献 土木工事仕様書 1-1-1-13-4）</p> <p>4. 受託者は、施工体制台帳及び施工体系図に変更が生じた場合は、その都度速やかに業務監督員に提出しなければならない。（資料文献 土木工事仕様書 1-1-1-13-3）</p> <p>全文削除</p> <p>5. 受託者は、共同企業体により施工を行う工事においては、共同企業体協定書の写し。ならびに運営委員会の委員及び工事事務所の組織、人員配置等を記載した共同企業体編成表（様式 1-14）を作成し、業務監督員に提出しなければならない。（資料文献 土</p>	<p>追加</p> <p>追加</p> <p>追加 訂正及 び追加</p> <p>訂正</p> <p>訂正</p> <p>削除</p>
-------------------	---	---	---

	<p>木工事仕様書 1-1-1-13-6)</p> <p>6. 受託者は、共同企業体編成表の記載内容に変更が生じた場合は、その都度速やかに業務監督員に提出しなければならない。(資料文献 土木工事仕様書 1-1-1-13-7)</p> <p>7. 業務監督員は、共同企業体の適正な運営状況を確認するため、第6項の受託者に対して運営委員会開催報告書等の提示を求めることができる。この場合において、受託者は必要な資料を提示しなければならない。(資料文献 土木工事仕様書 1-1-1-13-8)</p>	<p>木工事仕様書 1-1-1-13-5)</p> <p>6. 受託者は、共同企業体編成表の記載内容に変更が生じた場合は、その都度速やかに業務監督員に提出しなければならない。(資料文献 土木工事仕様書 1-1-1-13-6)</p> <p>7. 業務監督員は、共同企業体の適正な運営状況を確認するため、第5項の受託者に対して運営委員会開催報告書等の提示を求めることができる。この場合において、受託者は必要な資料を提示しなければならない。(資料文献 土木工事仕様書 1-1-1-13-7)</p>	<p>訂正</p> <p>訂正</p> <p>訂正</p>
<p>総則 P-18</p>	<p>1-26 施工管理</p> <p>3. 受託者は、まず工事施工管理基準により、施工管理を行い、その記録及び関係書類を直ちに作成、保管し、業務監督員等の請求があった場合は直ちに提示するとともに、検査時に提出しなければならない。なお、まず工事施工管理基準が定められていない工種については、業務監督員と協議の上、施工管理を行うものとする。(資料文献 土木工事仕様書 1-1-1-28-3)</p>	<p>1-26 施工管理</p> <p>3. 受託者は、まず工事施工管理基準により、施工管理を行い、また、写真管理基準によりまず工事の工事写真による写真管理を行って、その記録及び関係書類を直ちに作成、保管し、業務監督員等の請求があった場合は直ちに提示するとともに、検査時に提出しなければならない。なお、まず工事施工管理基準及び写真管理基準に定められていない工種又は項目については、業務監督員と協議の上、施工管理、写真管理を行うものとする。(資料文献 土木工事仕様書 1-1-1-28-3)</p>	<p>追加</p>
<p>総則 P-20</p>	<p>1-30 環境対策</p> <p>4. . . .</p> <p>(1) 受託者は、工事の施工に当たり表1-6に示す建設機械を使用する場合は、表1-6の下欄に示す「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律(平成17年法律第51号)」に基づく技術基準に適合する特定特殊自動車、又は「排出ガス対策型建設機械指定要領(平成3年10月8日付け建設省経機発第249号、最終改正平成22年3月18日付け国総施環第291号)」、「排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規程(平成18年3月17日付け国土交通省告示第348号、最終改正平成24年3月23日付け国土交通省告示第318号)若しくは「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領(平成18年3月17日付け国総施第215号、最終改正平成23年7月13日付け国総環</p>	<p>1-30 環境対策</p> <p>4. . . .</p> <p>(1) 受託者は、工事の施工に当たり表1-6に示す建設機械を使用する場合は、表1-6の下欄に示す「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律(平成17年法律第51号)」に基づく技術基準に適合する特定特殊自動車、又は「排出ガス対策型建設機械指定要領(平成3年10月8日付け建設省経機発第249号、最終改正平成22年3月18日付け国総施環第291号)」、「排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規程(平成18年3月17日付け国土交通省告示第348号、最終改正平成24年3月23日付け国土交通省告示第318号)若しくは「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領(平成18年3月17日付け国総施第215号、最終改正平成23年7月13日付け国総環</p>	<p>追加</p>

P-21	<p>第1号)」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械を使用しなければならない。排出ガス対策型建設機械を使用できない場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、又はこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業、<u>あるいはこれと同等の開発目標で実施された建設技術審査証明事業により評価された排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用することで、排出ガス対策型建設機械等を使用しなければならない。</u></p> <p>表1-6</p>	<p>第1号)」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械（以下、「排出ガス対策型建設機械等」という）を使用しなければならない。排出ガス対策型建設機械等を使用できないことを監督員が認めた場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、又はこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業もしくは、建設技術審査証明事業により評価された排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用することで、排出ガス対策型建設機械と同等と見なすことができるものとする。</p> <p>表1-6（表内備考欄追加） ただし、道路運送車両の保安基準に排出ガス基準が定められている自動車で、有効な自動車検査証の交付を受けているものは除く。</p>	
<p>総則 P-23～ 24</p>	<p>1-32 諸法令の遵守 (1)～(80)</p>	<p>1-32 諸法令の遵守 (1)～(2)、(4)～(22)、(24)～(28)、(30)～(42)、(44)～(47)、(49)～(51)、(54)～(58)、(60)、(62)～(70)、(73)、(76)～(80) について、法改正年月日を訂正 (81) 電気通信事業法（平成26年6月改正法律第69号）</p>	<p>改正 追加</p>
<p>工事現場 管理等安全管理 P-</p>	<p>2-1 事故防止 13. 受託者は、工事の施工に当たり、交通事故と労働災害の防止に努めるものとする。なお、工事中における安全の確保をすべてに優先させ、労働安全衛生法等関連法令に基づく措置を常に講じておくものとする。特に建設機械の運転、電気設備等については、関係法令に基づいて適切な措置を講じなければならない。 <u>また、足場からの墜落・転落による労働災害の防止については、「足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要綱」(平成24年2月9日付け基安安発0209第1号)に基づき適切な措置を講じなければならない。</u>（資料文献 管渠工事仕様書 2-1-1-1）</p>	<p>2-1 事故防止 13. 受託者は、工事の施工に当たり、交通事故と労働災害の防止に努めるものとする。なお、工事中における安全の確保をすべてに優先させ、労働安全衛生法等関連法令に基づく措置を常に講じておくものとする。特に建設機械の運転、電気設備等については、関係法令に基づいて適切な措置を講じなければならない。 (資料文献 管渠工事仕様書 2-1-1-1) 「また、」以降全文削除</p>	<p>削除</p>

<p>工事現場 管理等安 全管理 P-4</p>	<p>2-4 工事現場管理 1. 受託者は、土木工事安全施工技術指針（国土交通省大臣官房技術審議官通達、平成 21 年 3 月）、建設機械施工技術指針（国土交通省大臣官房技術調査課長、国土交通省総合政策局建設施工企画課長通達、平成 17 年 3 月）及び JIS A8972（斜面・法面工事に用仮設設備）を参考にして、常に工事の安全に留意し現場管理を行い災害の防止を図らなければならない。（資料文献 土木工事仕様書 1-1-1-31-1）</p>	<p>2-4 工事現場管理 1. 受託者は、土木工事安全施工技術指針（国土交通省大臣官房技術審議官通達、平成 21 年 3 月）、建設機械施工技術指針（国土交通省大臣官房技術調査課長、国土交通省総合政策局建設施工企画課長通達、平成 17 年 3 月）及び JIS A8972（斜面・法面工事に用仮設設備）を参考にして、常に工事の安全に留意し現場管理を行い災害の防止を図らなければならない。ただし、これらの指針等は当該工事の契約条項を超えて請負人を拘束するものではない。（資料文献 土木工事仕様書 1-1-1-31-1 及び管渠工事仕様書 2-2-1-1）</p>	<p>追加</p>
<p>工事現場 管理等安 全管理 P-4</p>	<p>4. 受託者は、建設工事公衆災害防止対策要綱（建設事務次官通達、平成 5 年 1 月 12 日）を参考にして災害の防止を図らなければならない。（資料文献 土木工事仕様書 1-1-1-31-3）</p>	<p>4. 受託者は、建設工事公衆災害防止対策要綱（建設事務次官通達、平成 5 年 1 月 12 日）を遵守して災害の防止を図らなければならない。（資料文献 土木工事仕様書 1-1-1-31-3 及び管渠工事仕様書 2-2-1-5）</p>	<p>改正 追加</p>
<p>工事現場 管理等安 全管理 P-5</p>	<p>9. 受託者は、工事現場に、工事関係者以外の者の立入りを禁止する場合は板囲、ロープ等により囲うとともに、立入り禁止の標示をしなければならない。（資料文献 土木工事仕様書 1-1-1-31-7 管渠工事仕様書 2-2-1-10）</p>	<p>9. 受託者は、工事現場における事故防止のため、工事関係者以外の者の立入りを禁止する場合は板囲、ロープ等により囲うとともに、立入り禁止の標示をしなければならない。（資料文献 土木工事仕様書 1-1-1-31-7 管渠工事仕様書 2-2-1-10）</p>	<p>追加</p>
<p>工事現場 管理等安 全管理 P-5</p>	<p>11. 受託者は、所轄警察署、道路管理者、鉄道事業者、河川管理者、労働基準監督署等の関係者及び関係機関と緊密な連絡を取り、工事中の安全を確保しなければならない。（資料文献 土木工事仕様書 1-1-1-31-11 及び管渠工事仕様書 2-2-1-8）</p>	<p>11. 受託者は、所轄警察署、道路管理者、鉄道事業者、河川管理者、労働基準監督署等の関係者及び関係機関、並びにライフライン等の施設管理者と緊密な連絡を取り、工事中の安全を確保しなければならない。また、関係者及び関係機関より通知等があった場合は、業務監督員へ報告するものとする。（資料文献 土木工事仕様書 1-1-1-31-11 及び管渠工事仕様書 2-2-1-8）</p>	<p>追加 追加</p>
<p>工事現場 管理等安 全管理 P-7</p>	<p>2-5 交通安全管理 7. 受託者が工事用道路に指定するもの以外の工事用道路は、受託者の責任において使用するものとする。（資料文献 土木工事仕様書 1-1-1-37-7）</p>	<p>2-5 交通安全管理 7. 発注者が工事用道路に指定するもの以外の工事用道路は、受託者の責任において使用するものとする。（資料文献 土木工事仕様書 1-1-1-37-7 及び管渠工事仕様書 2-3-1-7）</p>	<p>訂正</p>
<p>工事現場 管理等安</p>	<p>9. 公衆の交通が自由かつ安全に通行するのに支障となる場所に材料又は設備を保管してはならない。受託者は、毎日の作業終了</p>	<p>9. 受託者は、公衆の交通が自由かつ安全に通行するのに支障となる場所に材料又は設備を保管してはならない。受託者は、毎日</p>	<p>追加</p>

全管理 P-7	時及び何らかの理由により交通誘導員を配置しないで建設作業を中断するときには、一般の交通に使用される路面からすべての設備その他の障害物を撤去しなければならない。(資料文献 土木工事仕様書 1-1-1-37-9 及び管渠工事仕様書 2-3-1-9)	の作業終了時及び何らかの理由により交通誘導員を配置しないで建設作業を中断するときには、一般の交通に使用される路面からすべての設備その他の障害物を撤去しなければならない。(資料文献 土木工事仕様書 1-1-1-37-9 及び管渠工事仕様書 2-3-1-9)	
工事現場 管理等安全管理 P-7	10. 受託者は、建設工事の施工に伴う土砂及び工事用資材等の運搬計画の立案に当たっては、適法な車両を使用することとし、資材の過積載などによる事故防止を図らなければならない。(資料文献 土木工事仕様書 1-1-1-37-10)	10. 受託者は、建設工事の施工に伴う土砂及び工事用資材等の運搬計画の立案に当たっては、適法な車両を使用するとともに、事前に関係機関と打ち合わせの上、交通安全輸送に関する必要な事項の計画を立て、履行計画書に記載しなければならない。また、土砂及び資材等の過積載での運行は、別途許可を受けた場合を除き、最大積載量の超過による道路交通法違反、及び車両総重量の超過による道路法違反に該当し、安定性の低下等による交通事故の発生や道路・橋梁等公共施設の損傷などを引き起こす可能性があるため、過積載防止対策を履行計画書へ記載しなければならない。(資料文献 土木工事仕様書 1-1-1-37-10 及び管渠工事仕様書 2-3-1-10)	改正
工事現場 管理等安全管理 P-14	2-15 安全訓練 3. 安全・訓練等の実施状況 (資料文献 管渠工事仕様書 2-4-1-3) 安全・訓練等の実施状況をビデオ等又は業務工程月報(履行報告)に記載し、報告するものとする。	2-15 安全訓練 3. 安全・訓練等の実施状況 (資料文献 管渠工事仕様書 2-4-1-3) 安全・訓練等の実施状況をビデオ等又は業務工程月報(履行報告)に記載し、報告するものとする。また、その実施状況を記録した資料を整備・保管し、監督員の請求があった場合は直ちに提示できるとともに、検査時に提出しなければならない。	追加
工事現場 管理等安全管理 P-14～ 15	2-16 住環境対策 <u>5. 住環境への配慮(公衆衛生及び風紀保全)</u> (資料文献 管渠工事仕様書 2-5-4) ①受託者は、資機材及び廃棄物の仮置きを必ず作業時間帯の中で整頓して行い、分別回収を徹底すること。また、工事従業者	2-16 住環境対策 5. 受託者は、健全な労務環境を維持するためにも、仮設トイレ等の設置(施設等の借上げも含む)を確実に行うこと。設置場所については、厨房や出入口付近は避け、周辺環境を配慮し地区住民の理解を得ること。(資料文献 管渠工事仕様書 2-5-4-1) 6. 受託者は、資機材及び廃棄物の仮置きを必ず作業時間帯の中で整頓して行い、分別回収を徹底すること。また、工事従業者の	改正

	い。なお、JIS 規格品のうち、JIS マーク表示がされている材料・製品等（以下「JIS マーク表示品」という。）については、JIS マーク表示状態を示す写真等確認資料の提示に代えることができるが、業務監督員の確認を受けること。（資料文献 管渠工事仕様書 3-1-2-1・土木工事仕様書 1-2-2-1-1）	1-2-2-1-1) 「なお、」以降全文削除	削除
材料 P-2	2. 受託者は、設計図書において見本又は、品質を証明する資料を事前に業務監督員に提出することと指定された工事材料について、業務監督員にこれを提出ししなければならない。なお、JIS マーク表示品については、JIS マーク表示状態の確認とし、見本又は品質を証明する資料の提出は省略できる。（資料文献 管渠工事仕様書 3-1-2-2）	2. 受託者は、設計図書において見本又は、品質を証明する資料を業務監督員に提出しなければならない工事材料については、使用前にこれを提出し確認を受けなければならない。（資料文献 管渠工事仕様書 3-1-2-2） 「なお、」以降全文削除	改正 削除
材料 P-2	3-3 材料の試験及び検査 1. 受託者は、設計図書において試験を行うこととしている工事材料について、JIS 又は設計図書で定める方法により、試験を実施しその結果を業務監督員に提出しなければならない。なお、JIS マーク表示品については試験を省略できる。（資料文献 管渠工事仕様書 3-1-3-1・土木工事仕様書 1-2-2-1-3）	3-3 材料の試験及び検査 1. 受託者は、設計図書において試験を行うこととしている工事材料について、使用前に JIS 又は設計図書で定める方法により、試験を実施しその結果を業務監督員に提出しなければならない。なお、JIS マーク表示品については試験を省略できる。（資料文献 管渠工事仕様書 3-1-3-1・土木工事仕様書 1-2-2-1-3）	追加
材料 P-2	2. 受託者は、工事材料を使用するまでにその材料に変質が生じないよう、これを保管しなければならない。なお、材質の変質により工事材料の使用が、不相当と業務監督員から指示された場合には、これを取り替えるとともに、新たに搬入する材料については、再度確認を受けなければならない。（資料文献 管渠工事仕様書 3-1-3-2）	2. 受託者は、工事材料を使用するまでにその材料に変質が生じないよう、これを保管しなければならない。なお、材質の変質により工事材料の使用が、不相当と業務監督員から指示された場合には、再検査（確認を含む）を受けなければならない。（資料文献 管渠工事仕様書 3-1-3-2）	改正
材料 P-3	3-5 下水道用資器材 ③ 認定工場・検査済製造工場の所在等の掲示 上記工場の所在については、札幌市建設局下水道河川部工事課に備えてある「下水道用資器材検査ニュース」及び「下水道用資器材製造認定工場概要」等により確認をすること。	3-5 下水道用資器材 ③ 認定工場・検査済製造工場の所在等の掲示 上記工場の所在については、札幌市建設局下水道施設部管路保全課に備えてある「下水道用資器材検査ニュース」及び「下水道用資器材製造認定工場概要」等により確認をすること。	訂正
材料 P-4～5	3-6 土質材料、石材及び骨材 5. 凍上抑制層用材料及びしゃ断用材料（資料文献 管渠工事仕	3-6 土質材料、石材及び骨材 5. 凍上抑制層用材料及びしゃ断用材料（資料文献 管渠工事仕	

	様書 3-2-2-5)	様書 3-2-2-5) ③ 火山灰(火山れきを含む)は、凍上試験に合格したものでなければならない。ただし、凍上試験結果の判定が要注意の物は、75 μ mふるいの通過量が20%以下であり、強熱原料が4%以下であれば使用することができる。また、地盤工学会基準の凍上試験により判定する場合は、凍上速度が0.1mm/n以下でなければならない。	追加
		以降、丸付き番号変更 ③⇒④、④⇒⑤	
材料 P-5	表の注釈 注) 凍上試験は、地盤工学会基準の凍上性判定のための土の凍上試験方法(JGS0172-2003)、道路土工要綱の資料-13土の凍上試験方法、又は東日本高速道路株式会社規格の土の凍上試験法(JHS 112)による。	表の注釈 注1) 破砕面が30%以上の切込砕石とは、玉石又は砂利、切込砕石を砕いたもので、4.75mmふるいに止まるもののうちの質量で、30%以上が少なくとも1つの破砕面をもつものである。 注2) 凍上試験は、地盤工学会基準の凍上性判定のための土の凍上試験方法(JGS0172-2003)、道路土工-排水工指針の資料-10土の凍上試験方法、又は東日本高速道路株式会社規格の土の凍上試験法(JHS 112)による。	追加 訂正
材料 P-6	路盤材の品質規格(表)の注釈 4 凍上試験地質工学会基準の凍上判定のための土の凍上試験法(JGS0172-2003)、道路土工-排水工指針の資料-10土の凍上試験方法、または東日本高速道路株式会社規格の土の凍上試験法(JHS 112)による。	路盤材の品質規格(表)の注釈 4 凍上試験は、地質工学会基準の凍上判定のための土の凍上試験法(JGS0172-2003)、道路土工-排水工指針の資料-10土の凍上試験方法、又は東日本高速道路株式会社規格の土の凍上試験法(JHS 112)による。	訂正
材料 P-7	7. コンクリート再生骨材(資料文献 管渠工事仕様書 3-2-2-7) 表-3 コンクリート再生骨材による凍上抑制層粗粒材料の粒度の注釈 注) 凍上試験は、 <u>地盤工学会基準の凍上性判定のための土の凍上試験方法(JGS0172-2003)</u> 、道路土工要綱の資料-13土の凍上試験方法、又は東日本高速道路株式会社規格の土の凍上試験法(JHS 112)による。	7. コンクリート再生骨材(資料文献 管渠工事仕様書 3-2-2-7) 表-3 コンクリート再生骨材による凍上抑制層粗粒材料の粒度の注釈 注) 凍上試験は、道路土工要綱の資料-13土の凍上試験方法、又は東日本高速道路株式会社規格の土の凍上試験法(JHS 112)による。	削除
材料	3-8 コンクリート	3-8 コンクリート	

P-11	<p>1. 適用すべき諸基準（資料文献 管渠工事仕様書 3-2-4-1）</p> <p>① 土木学会 コンクリート標準示方書（施工編）（平成 20年 3月）</p> <p>② 土木学会 コンクリート標準示方書（設計編）（平成 20年 3月）</p> <p>③ 土木学会 コンクリートのポンプ施工指針（平成 12年 2月）</p> <p>⑥ 日本圧接協会 鉄筋のガス圧接工事標準仕様書（2005年）（平成 17年 4月）</p>	<p>2. 適用すべき諸基準（資料文献 管渠工事仕様書 3-2-4-1）</p> <p>① 土木学会 コンクリート標準示方書（施工編）（平成 25年 3月）</p> <p>② 土木学会 コンクリート標準示方書（設計編）（平成 25年 3月）</p> <p>③ 土木学会 コンクリートのポンプ施工指針（平成 24年 6月）</p> <p>⑥ 日本鉄筋継手協会 鉄筋継手工事標準仕様書ガス圧接継手工事（平成 21年 4月）</p>	<p>改正</p> <p>改正</p> <p>改正</p> <p>改正</p>
<p>材料</p> <p>P-12～</p> <p>13</p>	<p>3. レディミクストコンクリート（資料文献 管渠工事仕様書 3-2-4-3）</p> <p>① 受託者は、レディミクストコンクリートを用いる場合の工場選定は次による。</p> <p>ア) <u>JIS マーク表示認証製品を製造している工場（工業標準化法の一部を改正する法律（平成 16年 6月 9日公布）に基づき国に登録された民間の第三者機関（登録認証機関）により製品に J I S マーク表示する認証を受けた製品を製造している工場）</u>で、かつ、<u>コンクリートの製造、施工、試験、検査及び管理などの技術的業務を実施する能力のある技術者（コンクリート主任技士又はコンクリート技士の資格（（社）日本コンクリート工学協会認定）をもつ技術者あるいはこれらと同等以上の技術者）</u>が常駐しており、配合設計及び品質管理等を適切に実施できる工場（全国品質管理監査会議の策定した統一監査基準に基づく監査に合格した工場等（適 マーク承認工場）から選定し、JIS A 5308（レディミクストコンクリート）に適合するものを用いなければならない。</p> <p>イ) <u>JIS マーク表示認証製品を製造している工場が工事現場近くに見当たらない場合は、使用する工場について、設計図書に指定したコンクリートの品質が得られることを確かめた上</u></p>	<p>3. レディミクストコンクリート（資料文献 管渠工事仕様書 3-2-4-3）</p> <p>①受託者は、レディミクストコンクリートを用いる場合には、JIS マーク表示認定工場で、</p> <p>かつ、コンクリート主任技士又はコンクリート技士の資格（（社）日本コンクリート工学協会認定）をもつ技術者あるいはこれらと同等以上の知識経験を有する技術者が常駐しており、配合設計及び品質管理等をより適切に実施できる工場（全国品質管理監査会議の策定し報告した統一監査基準に基づく監査に合格した工場等（○適 マーク承認工場）から原則選定し、事前に業務監督員に報告するものとし、JIS A 5308（レディミクストコンクリート）に適合するものを用いなければならない。これ以外の場合は、本条 3、4 項の規定によるものとする。</p> <p>イ) は、③へ移動</p>	<p>改正</p> <p>削除</p> <p>改正</p> <p>追加</p> <p>追加</p> <p>追加</p> <p>移動</p>

	<p>で、その資料により業務監督員の確認を得なければならない。</p> <p>なお、コンクリートの製造、施工、試験、検査及び管理などの技術的業務を実施する能力のある技術者（コンクリート主任技士又はコンクリート技士の資格（（社）日本コンクリート工学協会認定）が常駐しており、配合設計及び品質管理等を適切に実施できる工場から選定しなければならない。</p> <p>② 受託者は、本条1項ア)により選定した工場が製造したレディミクストコンクリートを用いる場合は、工場が発行するレディミクストコンクリート配合計画書及びレディミクストコンクリート納入書を整備及び保管し、業務監督員又は検査員からの請求があった場合は<u>速やかに</u>提示しなければならない。</p> <p>なお、本条1項ア)により選定した工場が製造する JIS マーク表示のされないレディミクストコンクリートを用いる場合は、受託者は配合試験に臨場し品質を確認するとともに、レディミクストコンクリート配合計画書及び基礎資料、レディミクストコンクリート納入書又はバッチごとの計量記録を整備及び保管し、業務監督員又は検査員からの請求があった場合は速やかに提示するものとする。</p> <p>③ 受託者は、本条1項イ)に該当する工場が製造するレディミクストコンクリートを用いる場合は、設計書及び共通仕様書1-5-3-4材料の計量及び1-5-3-5練りませの規定によるものとし配合試験に臨場するとともにレディミクストコンクリート配合計画書及び基礎資料を確認の上、使用するまでに業務監督員へ提出しなければならない。また、バッチごとの計量記録やレディミクストコンクリート納入書などの品質を確認、証明できる資料を整備及び保管し、業務監督員又は検査員からの請求があった場合は速やかに提示しなければならない。</p>	<p>②受託者は、本条1項に規定する工場で製造され JIS A 5308（レディーミクストコンクリート）により粗骨材の最大寸法、空気量、スランプ、水セメント比の上限値、最小単位セメント量及び呼び強度等が指定されるレディミクストコンクリートについては、配合に臨場するとともに製造会社の材料試験結果、配合の決定に関する確認資料を整備及び保管し、業務監督員の請求があった場合は、遅滞なく提示するとともに、検査時に提出しなければならない。</p> <p>「なお、」以降全文削除</p> <p>③受託者は、本条1項に規定する工場が工事現場近くに見当たらない場合は、使用する工場について、設計図書に指定したコンクリートの品質が得られることを確認の上、その資料により業務監督員の確認を得なければならない。</p>	<p>改正</p> <p>削除</p> <p>移動</p>
--	--	--	-------------------------------

	<p><u>ない。</u></p> <p>④ 工場の選定に際しては、現場までの運搬時間、荷卸し時間、コンクリートの製造能力、運搬車数、工場の製造設備、品質管理状態等を考慮しなければならない。</p>	<p>④受託者は、本条1項に規定する工場でない工場で製造したレディミクストコンクリート及び本条1項に期待する工場であっても JIS A 5308 (レディーミクストコンクリート) 以外のレディミクストコンクリートを用いる場合には、設計書及び札幌市土木工事共通仕様書 1-5-3-3 配合及び 1-5-3-4 材料の計量の規定によるとともに、配合に臨場し、製造会社の材料試験結果、配合の決定に関する確認資料により業務監督員の確認を得なければならない。</p> <p>以降、丸付き連番変更</p> <p>④⇒⑤、⑤⇒⑥、⑥⇒⑦、⑦⇒⑧、⑧⇒⑨、⑨⇒⑩、⑩⇒⑪、⑪⇒⑫、⑫⇒⑬、⑬⇒⑭</p>	
材料 P-14	3-9 木材	<p>3-9 木材</p> <p>3. 木矢板 (たて矢板) 用木材は、主として松材を使用するものとし、親杭横矢板工法は、雑矢板を使用しても良い。(資料文献 管渠工事仕様書 3-2-5-3)</p>	追加
一般施工 P-1	4-1 試験掘削	<p>4-1 試験掘削等</p> <p>1. 道路基準点は、損傷してはならない。やむを得ず基準点を移設する場合は、受託者は、すみやかに業務監督員を通じて本市所管課に報告し、その指示に従って、移設、復元にあたらなければならない。</p> <p>以降、項番号変更</p> <p>1. ⇒2.、2. ⇒3.、3. ⇒4.</p>	追加
一般施工 P-3	<p>4-4 残土処理</p> <p>3. (建設発生土受け入れ先一覧表)</p> <p>No.1 厚別山本地区建設発生土一時堆積場 (第2ヤード) TEL 欄 <u>893-1150 (893-1150)</u></p> <p><u>受け入れ先欄</u></p>	<p>4-4 残土処理</p> <p>管理業務請負者決定後に通知</p>	改正

	建・下河) 工事課 (818-3451)	建・下施) 管路保全課	改正
一般施工 P-4	No.1 厚別山本地区建設発生土一時堆積場 (第2ヤード) 受け入れ先欄 建・下河) 工事課 (818-3451)	建・下施) 管路保全課 (818-3451)	改正
一般施工 P-4	4-5 排出ガス対策型建設機械の取扱いについて 1. 排出ガス対策型建設機械の使用について 当該工事において (表-1) に示す建設機械 (規格) を使用する場合は、現場作業環境の改善、大気環境の保全を目的として排出ガス対策型建設機械 (以下、排対機械) を使用することを原則とする。(1-1-35 環境対策 4) ①表-1、表-2 参照) (資料文献 管渠工事仕様書 4-3-1)	4-5 排出ガス対策型建設機械の取扱いについて 1. 排出ガス対策型建設機械の使用について 当該工事において (1-30 環境対策 4表-6、表-7 参照) に示す建設機械 (規格) を使用する場合は、現場作業環境の改善、大気環境の保全を目的として排出ガス対策型建設機械 (以下、排対機械) を使用することを原則とする。(資料文献 管渠工事仕様書 4-3-1)	改正
取付管及び びます工 P-2	6-4 柵設置工	6-4 柵設置工 8. 分岐ますを設置した場合は、塩ビ柵鉄蓋を分岐ます用鉄蓋に交換しなければならない。なお、分岐ます用鉄蓋は、西部下水管理センター (西区八軒9条7丁目1-30 TEL641-8671) へ連絡し、通常の鉄蓋と交換することで支給する。	追加
建設副 産物 P-3	8-3 履行計画 <u>建設副産物の発生抑制、再利用の促進、適正処分を計画的かつ効率的に行えるよう、施工計画の一環として、再生資源利用促進計画、再生資源利用計画を様式1、2により作成し提出すること。また、廃棄物処理計画についても作成し提出すること。</u> ・ 建設工事の完成後、速やかに再生資源利用促進計画、再生資源利用計画の実施状況を把握するとともに、それらの記録を1年間保管すること	8-3 履行計画 受託者は、「建設リサイクル法」に基づく特定建設資材 (新材又は再生材)、土砂 (新材又は再生材)、碎石 (新材又は再生材)、その他の再生資材を工事現場に搬入する場合には、「建設リサイクルガイドライン」に基づき、建設リサイクルデータ統合システム (CREDAS) により「再生資源利用計画書」を所定の様式にて作成し、履行計画書に含め、電子データとともに業務監督員に提出しなければならない。 受託者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材 (木材製品等)、建設汚泥、建設混合廃棄物、金属くず、廃プラスチック、紙くず、アスベスト (飛散型) 等を工事現場から排出する場合には、「建設リサイクルガイドライン」に基づき、建設リサイクルデータ統合システム (CREDAS) により「再生資源利用計画書」を所定の様式にて	改正

		<p>作成し、履行計画書に含め、電子データとともに業務監督員に提出しなければならない。</p> <p>受託者は、工事完成後、建設廃棄物の処理の実施状況を把握し、再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を建設リサイクルデータ統合システム（CREDAS）により作成し、業務監督員に提出するとともに1年間保管しなければならない。</p>	
建設副産物 P-3	1. 計画作成時の検討項目	<p>1. 計画作成時の検討項目</p> <p>③廃棄物処理計画の内容</p> <p>1. 建設廃棄物の種類・発生量と分別、保管、運搬、中間処理、最終処分等の方法</p> <p>2. 処理業者等への委託の内容</p>	追加
附帯工 P-5~6	<p>9-6 道路施設撤去工</p> <p>1. 受託者は、道路施設の撤去に際して、供用中の施設に損傷及び機能上の悪影響が生じないよう施工しなければならない。（資料文献 管渠工事仕様書 10-7-1）</p>	<p>9-6 施設撤去工</p> <p>1. 受託者は、施設の撤去に際して、供用中の施設に損傷及び機能上の悪影響が生じないよう施工しなければならない。（資料文献 管渠工事仕様書 10-7-1）</p> <p>以降2. 及び3. についても同様（道路施設⇒施設）</p> <p>4. 受託者は、施設の撤去に際して、他の構造物に損傷を与えないように施工しなければならない。（資料文献 管渠工事仕様書 10-7-4）</p> <p>連番変更 4. ⇒5.</p> <p>6. 受託者は、施設の撤去に際して、適切な広報を検討し施工しなければならない。（資料文献 管渠工事仕様書 10-7-6）</p> <p>7. 受託者は、施設の撤去に際して、ゴミを取り除き、処分区分に応じた分別を行わなければならない。（資料文献 管渠工事仕様書 10-7-7）</p> <p>8. 受託者は、施設の撤去に際して、設計図書による処分方法について、業務監督員と協議しなければならない。（資料文献 管渠工事仕様書 10-7-8）</p>	<p>削除 削除</p> <p>追加</p> <p>追加</p> <p>追加</p>

<p>附帯工 P-7</p>	<p>9-7 道路施設復旧工</p> <p>1. 受託者は、<u>道路付属物復旧工の施工</u>については、施工箇所以外の部分に損傷を与えないように行なわなければならない。(資料文献 管渠工事仕様書 10-8-1)</p>	<p>9-7 施設復旧工</p> <p>1. 受託者は、施設復旧工の施工については、施工箇所以外の部分に損傷を与えないように行なわなければならない。(資料文献 管渠工事仕様書 10-8-1)</p> <p>2. についても同様 (道路付属物⇒施設)</p>	<p>削除 改正</p>
<p>業務完了 P-1</p>	<p>10-2 しゅん功原図の修正</p> <p>1. 受託者は、公共汚水桝、公共宅地雨水桝の設置位置及び取付管延長 (①下流マンホールから桝設置カ所まで②本管から桝まで) をしゅん功原図に記入 (<u>修正</u>) すること。</p>	<p>10-2 しゅん功原図の修正</p> <p>1. 受託者は、公共汚水桝、公共宅地雨水桝の設置位置及び取付管延長 (①下流マンホールから桝設置カ所までの距離②本管から桝まで (取付管延長)) をしゅん功原図に記入すること。</p>	<p>追加 削除</p>
<p>業務完了 P-2</p>	<p>10-4 工事書類簡素化一覧</p> <p>工事書類の種別は以下のとおり</p> <p>①表1-1: 検査時納品書類⇒設計図書に基づき、検査時に提出する書類、及び施工中に業務監督員の求めに応じて提示し、かつ検査時に提出する書類</p>	<p>10-4 工事書類簡素化一覧</p> <p>工事書類の種別は以下のとおり</p> <p>①別表1-1: 検査時納品書類⇒設計図書に基づき、検査時に提出する書類、及び施工中に業務監督員の求めに応じて提示し、かつ検査時に提出する書類</p>	<p>追加</p>
<p>業務完了 P-2</p>	<p>作成書類の確認方法種別は以下のとおりの注意書き</p> <p>注2)書類名の選択△は双方の協議によるが、契約図書で指定しない場合は<u>請負者</u>の選択とする。</p> <p>4)業務監督員は<u>請負者</u>の負担軽減のため、提出済み書類の整理又は電子データからの印刷製本は自ら行うなど、請負者に対して検査時に再整理をさせないよう努めること。</p>	<p>作成書類の確認方法種別は以下のとおりの注意書き</p> <p>注2)書類名の選択△は双方の協議によるが、契約図書で指定しない場合は受託者の選択とする。</p> <p>4)業務監督員は受託者の負担軽減のため、提出済み書類の整理又は電子データからの印刷製本は自ら行うなど、請負者に対して検査時に再整理をさせないよう努めること。</p>	<p>訂正 訂正</p>
<p>業務完了 P-5</p>	<p>(別表1-2) 監督員が準備する書類 (2/2) (監督員に提出済みの資料) の表中</p> <p>施工管理⑤施工体制台帳の備考欄</p> <p>※<u>下請負金額の総計が3,000万円以上の工事対象 (土木)</u> 公共ます設置業務は作成のみとする。(手持ち資料)</p> <p>※<u>下請負金額の総計が3,000万円未満の場合</u>、溶接・塗装・警備等に関する資格・経験要件がある場合の資料を添付</p>	<p>(別表1-2) 監督員が準備する書類 (2/2) (監督員に提出済みの資料) の表中</p> <p>施工管理⑤施工体制台帳の備考欄</p> <p>※公共ます設置業務は作成のみとする。(手持ち資料)</p> <p>※溶接・塗装・警備等に関する資格・経験要件がある場合の資料を添付</p>	<p>削除 削除</p>
<p>業務完了 P-5</p>		<p>⑳工事カルテ登録内容確認書 登録のための確認のお願い (写し)</p> <p>欄追加</p>	<p>追加</p>

業務完了 P-	施工管理⑥施工体制台帳（体系図含む）の備考欄 ・設計金額 <u>250 万円以上の工事対象（土木）、当初・追加・変更</u>	施工管理⑥施工体制台帳（体系図含む）の備考欄 ・当初・追加・変更	削除
履行管理 基準 P-1	11-4 規格値 1. 出来形及び品質の規格値は <u>6-3「出来形管理基準及び規格値」</u> 及び <u>6-4「品質管理基準及び規格値」</u> に示す通りとする。	11-4 規格値 1. 出来形及び品質の規格値は 11-11 「出来形管理基準及び規格値」 及び 11-12 「品質管理基準及び規格値」 に示す通りとする。	訂正
履行管理 基準 P-2	11-7 品質管理 2. <u>この品質管理基準の適用は、下記に掲げる工種ア、イの条件に該当する工種で業務監督員と協議したものを除き、試験区分で「必須」となっている試験項目は、全面的に実施するものとする。</u> <u>ア 路盤・アスファルト舗装</u> <u>点在する部分的な復旧等で、同一断面当りの舗装面積が 5 0 m²以下のもの。但し、主たる工種に伴う代表面は含まない。</u> <u>イ その他の工種</u> <u>点在する部分的な復旧等で、施工規模がごく小規模な工種。</u> <u>なお、上記ア、イで不要とする場合には、工事の目的・機能を総合的に判断するものとし、協議の内容を業務履行協議簿で双方確認すること。</u>	11-7 品質管理 2. 品質管理基準は、原則としてこの品質管理基準によるものとし、工事の目的・機能を総合的に判断し、協議の内容を業務履行協議簿で双方確認し不要としたものを除き、試験区分で「必須」となっている試験項目は、全面的に実施するものとする	削除 改正 削除
履行管理 基準 P-10	11-14 写真の省略 工事写真は次の場合に省略するものとする。（資料文献 管渠工事仕様書 16-5-1-4） <u>（2）出来形管理写真について、完成後測定可能な部分については、出来形管理状況のわかる写真を工種ごとに 1 回撮影し、後は撮影を省略するものとする。</u>	11-14 写真の省略 全文削除 連番変更 (3) ⇒ (2)	削除 削除 改正
履行管理 基準 P-10	11-15 写真の色彩 写真はカラーとする。（資料文献 管渠工事仕様書 16-5-1-5）	11-15 写真の編集等 1. 写真はカラーとする。（資料文献 管渠工事仕様書 16-5-1-5） 2. 有効画素数は、少黒板の文字が判別できることを指標とする。縦横比は、3：4程度とする。	改正 追加

		(100 万画素程度～300 万画素程度=1,200×900 程度～2,000×1,500 程度) 3. 写真の信憑性を考慮し、写真編集は認めない	追加
履行管理 基準 P-10	11-17 工事写真帳の大きさ 16-5-1-7 工事写真帳は、A4 版とする。(資料文献 管渠工事仕様書 16-5-1-7)	11-17 工事写真帳の大きさ 工事写真帳は、A4 版とする。(資料文献 管渠工事仕様書 16-5-1-9-4)	訂正
履行管理 基準 P-10	11-18 工事写真の提出部数及び形式 (1) 工事写真は、原則、電子媒体で 1 部提出すること。また、併せて工事写真帳 (ダイジェスト版) を 1 部提出するものとする。	11-18 工事写真の提出部数及び形式 (1) 工事写真は、原則工事写真帳とし、1 部提出すること。また、併せてダイジェスト版を 1 部提出するものとする。	改正
履行管理 基準 P-10	11-19 工事写真の整理方法 工事写真の整理方法は次によるものとする。(資料文献 管渠工事仕様書 16-5-1-9) (1) <u>工事写真の原本をネガで提出する場合は密着写真とともにネガアルバムに、撮影内容等がわかるように整理し提出する。A P S のカートリッジフィルムで提出する場合はカートリッジフィルム内の撮影内容がわかるように明示、インデックス・プリントとともに提出する。</u> (2) <u>工事写真帳の整理については、工種毎に別紙撮影箇所一覧表の整理条件に示すものを標準とする。なお、整理条件とは、受託者が撮影頻度に基づき撮影した工事写真のうち、工事写真帳として貼付整理し提出する枚数を示したものである。</u> (3) <u>工事写真の原本を電子媒体で提出する場合は「デジタル写真管理情報基準平成 22 年 9 月国土交通省」に基づき整理して提出するものとする。</u>	11-19 工事写真の整理方法 工事写真の整理方法は次によるものとする。(資料文献 管渠工事仕様書 16-5-1-8) 全文削除 (1) 工種毎に「撮影箇所一覧表」に基づいて撮影した全ての写真原本を電子媒体に格納し、業務監督員に提出するものとする。 (2) 写真フィルムの整理及び電子媒体への格納方法 (各種仕様) は、「デジタル写真管理情報基準」(平成 22 年 9 月国土交通省)に基づくものとする。(デジタル写真管理情報基準の写真管理項目にある「提出頻度写真」とは、撮影箇所一覧表の「整理条件」に該当する写真をいう。) また、工事写真帳を工事完成時に 1 部提出する。なお、フィルムカメラを使用した場合は、管渠工事仕様書の写真管理基準に (案) による。 以降、番号変更 (4) ⇒ (3)	

<p>履行管理 基準 P-11</p>	<p>11-20 留意事項等 1. 別紙写真管理項目の適用について、次の事項を留意するものとする。(資料文献 管渠工事仕様書 16-5-1-10) <u>(7) ネガより電子化された写真についても適用できるものとする。</u></p>	<p>11-20 留意事項等 1. 別紙写真管理項目の適用について、次の事項を留意するものとする。(資料文献 管渠工事仕様書 16-5-1-7-1) 全文削除</p>	<p>改正 削除</p>
<p>建設工事 公衆災害 防止要綱 P-4</p>	<p>17-3-4 作業場付近における交通の誘導 第 20 施工者は、道路上において土木工事を施工する場合には、道路管理者及び所轄警察署長の指示を受け、作業場出入口等に必要に応じて交通誘導員を配置し、道路標識、保安灯、セフティコーン又は矢印板を設置する等、常に交通の流れを阻害しないよう努めなければならない。</p>	<p>17-3-4 作業場付近における交通の誘導 第 20 施工者は、道路上において土木工事を施工する場合には、道路管理者及び所轄警察署長の指示を受け、作業場出入口等に必要に応じて交通誘導警備員を配置し、道路標識、保安灯、セフティコーン又は矢印板を設置する等、常に交通の流れを阻害しないよう努めなければならない。</p>	<p>追加</p>
<p>建設工事 公衆災害 防止要綱 P-5</p>	<p>17-3-7 車道幅員 二 制限した後の道路の車線が 1 車線となる場合で、それを往復の交互交通の用に供する場合には、その制限区間はできるだけ短くし、その前後で交通が渋滞することのないように措置するとともに、必要に応じて交通誘導員等を配置する。</p>	<p>17-3-7 車道幅員 二 制限した後の道路の車線が 1 車線となる場合で、それを往復の交互交通の用に供する場合には、その制限区間はできるだけ短くし、その前後で交通が渋滞することのないように措置するとともに、必要に応じて交通誘導警備員等を配置する。</p>	<p>追加</p>